設 住宅用太陽光発電システム 補助金をご利用ください 問い合わせ 商工労政グループ (SE 2 1 7 1)

『太陽光発電システム』を設置する方に補助金を交付します。 市内関連産業の振興と再生可能エネルギーの普及促進のた

補助対象

め

市は、

係る費用、 の購入・据え付け、設置工事に 直流側開閉器、配線・配線器具 ンバータ、保護装置、 太陽電池モジュール、 補助額 交流側開閉器 接続箱、 架台、

1世ピッ当たり 4万8千円

平成26年1月15日3 受付期限

申請方法

添付の上、商工労政グループに 書に必要事項を記入し、書類を たは市ホームページ掲載の申請 商工労政グループ備え付けま

※申請書の作成や申請手続きに 持参してください。 ついては、施工事業者にご相

※受け付けは申込順で、 ※添付書類は募集要項や市ホー ムページをご覧ください。 談ください。 予算を

▶次の全てに該当する方が対象 です 超える時点で終了します。

平成25年4月1日以降にJ-PEC(太陽光発電普及拡大 でに住所を有する見込みの方 市内に住所を有する方、また 受領した方 助金申込受理決定通知書』 発電導入支援対策に係る補助 センター)の『住宅用太陽光 は事業完了報告書の提出時ま 金』の申し込みを行い、 補

する方 自ら居住(予定)する市内の 利用して、新たに同システム 住宅に、 テムが設置された市内の住宅 を設置する方、または同シス]事業者等』 自ら居住するために『市 『市内事業者等』を から新たに購入

*)住宅用太陽光発電に関する最 事業者を表します。 る法人や市内で営業する個人

登別市 太陽光発電

Elm)

- 導入にはどれくらいの費用がかかりますか?
- 市に補助金の申請があった方の平均出力は3.90章。 マッで、設置に要した平均費用は約210万円です。
- 補助金の額はどれくらいですか? Q.
- これまでに補助金を受けた方の平均出力3.90*゚゚゚゚ で算出すると次のようになります。

1 * ぷ あたりの 補助対象経費	J-PEC	市	合計							
410,000円以下	78,000円	187,000円	265,000円							
410,001~ 500,000円	58,500円		245,500円							
500,001円~	対象外	対象外	0円							

条件によっては対象になら ※補助金の額は参考です。 ない場合があります。

システムを設置し、 提出できる方 置補助金設置完了報告書』を 住宅用太陽光発電システム設 一登別市

ない方 補助金申請時に市税の滞納が 本社・支社または営業所があ 『市内事業者等』は、 市内に

①再生可能エネルギーの固定価 近の動向

平成26年3月14日 金までに同

格買取制度による買い取り価

税が見込まれています。

③9月1日から電気料金が値上 ②J-PECの補助金が年々下 ④平成26年4月から消費税の増 3万5千円(最大)、平成25 の補助金単価は、平成23年度 年度は42円/*トッ゙/時でした 格が下がっています。 がりしました。 が4万8千円、平成24年度は が、平成25年度は38円/サーダ 年度は2万円(最大)です。 がっています。1㌔㎏~当たり 、時となっています。 平 成 24

皆様のプライバシーには最大限配慮いたします

法律

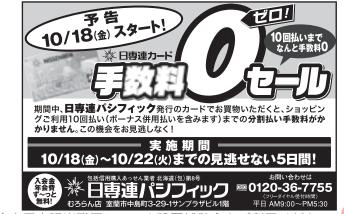
弁護士 八木橋俊輔 札幌弁護士会

離婚・相続・消費者被害・債務整理 交通事故・その他

個人のお客様は初回相談無料です。 民事扶助制度が利用できる 場合は3回目まで無料です。まずはお問い合わせください。

0143**-83-738**

月〜金 9:00〜17:30 ※夜間・土日は完全事前予約 登別市若山町4丁目40-5 メーブル・ペット・ワン303号



登別市の水道水は安全です ~水道水質検査結果の公表~

平成25年8月5日に水道水質検査を行いました。 検査の結果、全ての検査項目で水質基準に適合していることが確認されました。

	\	_	項目	単 位	水質基準値	幌別浄水場	登別温泉浄水場	千歳浄水場	区分
		1	一 般 細 菌	個/ml	100以下	0	0	0	病原生物によ
		2	大 腸 菌	_	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	る汚染の指標
		3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満		0.0003未満	
		4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	
		5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
		6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
		7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001	0.001未満	無機物·
	健	8	六価クロム化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	重金属
	 -	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	康	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.29	0.11	0.23	
	(5	11	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	
	١	12	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	
	関	13	四 塩 化 炭 素	mg/l	0.002以下	0.0002未満		0.0002未満	
	連	14	1、4 - ジ オ キ サ ン	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
		15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1-2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	一 般
	す	16	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	有機物
	る	17	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	14 124 124
	-	18	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
水	項	-	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
	le	20	塩素酸	mg/l	0.6以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	
		21	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	0.002未満		0.002未満	
	<u>*</u>	22	クロロホルム	mg/l	0.06以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
質	4	23	ジクロロ酢酸	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
		24	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	0.007	0.007	0.01	消毒
		25	臭 素 酸	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	副生成物
基		26	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	0.024	0.014	0.018	
		27	トリクロロ酢酸	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	
		28	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	0.017	0.006	0.006	
準		29	ブロモホルム	mg/l	0.09以下	0.001未満	0.001	0.002	
*	⊢	30	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	
1		31	亜鉛及びその化合物 アルミニウム及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.006	0.005未満 0.01	0.005未満	
•		-		mg/l	0.3以下	0.01	0.01未満	0.01 0.01未満	着 色
	水道	33 34	鉄 及 び そ の 化 合 物 銅 及 び そ の 化 合 物	mg/l	1.0以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
	怩	35	サトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	8.1	6.9	5.9	味
	水が有す	36	マンガン及びその化合物	mg/l mg/l	0.05以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	着色
	[提	37	塩化物イオン	mg/l	200以下	6.9	5.3	8.0	但 🗀
	ベ	38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下	19.0	19.0	66.0	味
	き	39	蒸 発 残 留 物	mg/l	500以下	92	93	145	17/5
	き性状に	40	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満		0.02未満	発泡
	12	41	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	
	関	42	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001末満	0.000001未満	かび臭
	[孝	43		mg/l	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	発泡
	関連する項目	44	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	臭気
	厚	45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	3以下	0.4	0.2	0.2	味
		46	p H 値	_	5.8以上8.6以下	7.6	7.5	7.8	
	*	47	味	_	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	11 744 64
	%	48			異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	基 礎 的 性 状
		49	色 度	度	5以下	1未満	1未満	1未満	工 1人
		50	濁 度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	

- ※1 『水質基準』:水道水の品質を管理するための基準で『健康に関連する項目』30項目、 『水道水が有すべき性状に関連する項目』20項目の合計50項目が定められています。
- ※2『健康に関連する項目』:生涯にわたり飲み続けても人の健康に影響が生じない値 をもとに、安全性を十分に考慮して基準値が設定されています。
- ※3 『水道水が有すべき性状に関連する項目』:日常生活に使用した場合、不都合が生 じない値をもとに、安全性を十分に考慮して基準値が設定されています。



水道グループ(☎855510) 問い合わせ